

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター

〒812-0011
福岡市博多区博多駅前4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax 092-409-4187
Eメール akiko@b-souken.com

ハスの花がきれい

しろいしのレンコン畑



佐賀県白石町は、玉ねぎと並んでレンコンの産地でもあります。白石町には、至る所にレ

ンコン畑が広がっています。

仕事の道中通りかかり、一面のレンコン畑にレンコンの花（蓮の花）が、綺麗でした。

助成金情報 両立支援等助成金

(出生時両立支援コース／育児目的休暇)

男性労働者が、子の出生前後に育児や配偶者の出産支援のために取得できる育児目的休暇の制度を新たに導入し、労働協約または就業規則に規定していること、及び、次の要件を満たす必要があります。

1. 男性労働者が育児目的休暇を取得しやすい職場風土作り。(育児目的休暇の取得日の前日までに行うことが必要です。)
 - ア、男性労働者を対象にした、育児目的休暇制度の利用を促進するための周知
 - イ、管理職による、子が出生した男性労働者への育児目的休暇取得の勧奨
 - ウ、男性労働者の育児目的休暇取得についての管理職向けの研修の実施

2. 雇用保険の被保険者の男性労働者に対して、子の出生前6週間から出生後8週間以内に、労働者1人につき合計5日以上(中小企業の場合)の育児目的休暇を取得させたこと。
3. 育児・介護休業法に規定する育児休業の制度及び短時間勤務制度について就業規則等に規定していること
4. 次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を労働局長に届出ていること。またその行動計画を公表し、労働者に周知していること
5. 助成金額は、(中小企業の場合) 育児目的休暇の導入・利用で 28.5万円

=====
女性社会保険労務士の会(華の会)
暑気払いで英気を養う
会の創始者・八谷武子先生を迎え



華の会の暑気払いに、創始者の八谷武子先生に参加いただきました。八谷先生

は女性初の労働基準監督官出身の社会保険労務士。発足当時、「女性社労士の交流と互いに研鑽しあえる会になるように」との思いで声を掛け合い、「月1回の勉強会」を続けたことや「メンバーが得意分野を交代で講師をしながら力をつけた」こと、労働基準法については、八谷先生が講師だったことなどをお話いただきました。

こうした創設時の思いや会の進め方などが現在もしっかり引き継がれていることを実感できるお話でした。

もちろん、暑気払いもしっかりできました。



人事労務センターホームページ
<http://roumu.b-souken.com>

産休前の病気休業と その後の育児休業

Q&A

Q： 社員が、産前休暇前に体調を崩し病気休業をしていますが、育児休業を

取得し、育児休業給付金を受給することはできますか？

A： 育児休業給付金は、次の要件を満たすことによって受給することができます。

① 1歳未満の子を養育するために「育児休業」を取得していること。

② 育児休業を開始した日の前2年間に、賃金支払い基礎日数が11日以上ある月が通算して12カ月以上あること。

Q： 当該社員は、産前休暇前に妊娠による体調不良で、現在2カ月以上休業し、その後、産前産後休暇に入ると思われますが、それでも要件は満たせますか？

A： 疾病・負傷等の理由により引き続き30日以上賃金の支払いを受けることができなかつた日数を、この2年間に加えた日数（最大4年）の間に、賃金の支払い基礎日数が11日以上ある月が通算して12カ月以上あれば、要件は満たせます。

Q： 今回の場合は、4年以上勤務している社員ですから、要件を満たすことになりませんか。

両立支援の取り組み

女性社員の産前産後休業から育児休業までの両立支援の取り組みを開始される事業所からのサポートの要請がありました。

私にとっては、やり甲斐のある仕事のひとつです。

この日は、「育休プラン作成」のための事前面談の日。女性社員の体調や、産休や育休期

間中の希望を尋ねたり、会社には、代替業務の引継ぎの方法などを尋ねました。



社員にとっても、会社にとっても初めての取組みなので、幸先の良いスタートにしたいものです。



あとがき

熱中症に注意しましょう!!

立秋は過ぎたとはいえ、連日、37度や38度の気温が続き、毎日のように、全国各地で“熱中症で救急搬送されたニュース”が報道されています。



「私は大丈夫」などと、熱中症を甘くみないで、注意しましょう。

暑熱環境下では、熱中症は誰にでも起こりうることです。

大量の発汗、めまい、たちくらみ、筋肉痛やこむら返りなどの症状が出たら、すぐに冷所へ避難し、安静し、身体を冷やし、経口補水液を飲む、誰かがそばで見守ることが大事です。

改善しない場合や悪化する場合は、医療機関を受診しましょう。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール：akiko@b-souken.com